

# 平成28年度 第7回 西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 平成28年10月20日（木） 午後2時28分から午後2時55分まで

2. 場所： 西宮市役所東館 805会議室

3. 出席者：

## 【委員】（11名）

（会長）	1番	吉田 昭光
（会長職務代理者）	2番	坂口 文孝
（委員）	5番	岡田 義治
	6番	茶谷 勝視
	8番	松本 俊治
	9番	森畑 義明
	10番	奥村 幸弘
	11番	丸 幸良
	12番	松田 秀夫
	13番	二本松 義人
	14番	高田 孝

## 【事務局】

（事務局長）	増尾 尚之	（産業文化局長）	田村 比佐雄
（主査）	吉田 順二		
（副主査）	銭田 広之		
（副主査）	東 孝二		

4. 欠席者： 1名 7番 大前 輝雄

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第9号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件  
<審議結果：承認>

【報告第20号】 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

【報告第21号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第22号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第23号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予に関する適格者証明書交付の件

【報告第24号】 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件

【報告第25号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

## 7. 議事内容：

午後2時28分 開始

議 長

委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は9名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議 長

異議なしとのことですので、8番 松本委員と、9番 森畑委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第9号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

議案書1ページをお願いいたします。議案第9号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」でございます。

議案内容についてご説明いたします。生産緑地として指定されております本申請地の農業の主たる従事者であった申請者が、故障により農業に従事することができなくなり、農地を維持することが困難になったため、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、農業委員会に対し、申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。現在、本申請地は、親族等により農地として保全されており、10月6日の現地調査により現況を確認しております。

以上で議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いいたします。二本松委員、お願いします。

二本松委員

議案第9号についてご説明いたします。添付の地図からもお解かりのとおり、申請農

地につきましては、主要地方道有馬山口線の西宮市と神戸市との境界から北へ40メートルのところにあります。この農地は、耕作地として適正に管理されています。

以上で地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 なければ、議案第9号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくことにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第9号につきましては、証明書を交付することといたします。

それでは、これより報告案件に入ります。まず、報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件」でございます。

**【議案書朗読】**

当該届出は、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたのでご報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第21号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第21号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございます。**【議案書朗読】**

以上2件とも、農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。  
続きまして、報告第22号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第22号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございます。**【議案書朗読】**  
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたのでご報告いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。  
続きまして、報告第23号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第23号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく納税猶予の適格者証明書交付の件」でございます。**【議案書朗読】**  
番号1につきましては、現地調査の結果、申請農地は畑として適正に肥培管理されていることを確認いたしました。また、願出人は、農家台帳から1年に300日農業に従事し、農業経営における中心的な存在であり、今後も引き続き農業経営を行う旨の意思表示をされております。  
番号2につきましては、現地調査の結果、申請農地は畑として適正に肥培管理されていることを確認いたしました。また、願出人は、農家台帳から1年に300日農業に従事し、農業経営における中心的な存在であり、今後も引き続き農業経営を行う旨の意思表示をされております。  
以上2件とも、申請書類は添付書類も含め法定要件を完備しており、会長専決により証明書を交付しましたのでご報告いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。  
続きまして、報告第24号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第24号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」でございます。**【議案書朗読】**  
以上、添付書類も含めて通知要件を満たしておりましたので、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。  
続きまして、報告第25号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事 務 局 報告第25号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございます。  
**【議案書朗読】**  
現地調査及び関係委員様への確認の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。  
本日予定いたしました議案審議並びに報告案件はすべて終了いたしました。これをもって、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時55分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長) \_\_\_\_\_ (印)

(委員) \_\_\_\_\_ (印)

(委員) \_\_\_\_\_ (印)